小平市議会定例会　一般質問通告書

質問の方式　2一問一答方式

質問件名　空き家の活用で所有者にも地域にもメリットを

【質問要旨】

空き家の問題については、少子高齢社会における地域課題として小平でも顕在化しており、これまで議会でもたびたび取り上げられています。昨年の 11 月には、空家等対策の推進に関する特別措置法が成立し、今年 2 月には一部施行されて空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針が決定されています。法律は 5 月 26 日に完全施行となり、有効な運用が期待されます。

空き家について小平市では、空き家等の適正な管理に関する条例の適用によって管理状況が改善したケースもあり評価できます。また、白梅西地区ネットワークではアパートの空き室に加え、空き家を使っての異世代交流の場もスタートしました。市としても条例をさらに一歩進めて、空き家の有効活用を模索することは施策として有効だと考えます。

核家族化や少子化により、空き家は場合によっては所有者の重荷になっていることもあります。一方で、活発化する地域活動や市民事業の活動拠点や異世代交流の居場所など場所の確保が困難な状況もあり、所有者・活用者双方にメリットのある形でマッチングができるとネガティブな場所が豊かな社会資源に転換します。

品川区では、都内で初めて空き家等の適正管理等に関する条例の中に有効活用を規定しました。国の指針には協議会組織の整備が明記されていますが、豊島区ではすでに 2012 年に豊島区居住支援協議会を設置し、区内の空き家・空き室・空き店舗等の有効活用による住宅確保要配慮者への住まい及び居場所の提供の促進に関する活動を行っています。地方版総合戦略の具体的施策参考例には、空き家の利活用の推進も入っており、空き家活用について機が熟しつつあると感じます。

以上のような視点から、空き家活用について質問します。

① 現行の空き家等の適正な管理に関する条例に有効活用の条項を加え、所有者にもメリットがある制度をつくり市の事業や協働事業で利用してはどうか。

② 公共施設の更新や新設に代わり、空き家や空き店舗・事務所を活用していく考えはあるか。

③ 空き家の利活用に関する協議会を近隣市との広域連携で設置してはどうか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

2015 年 6 月 1 日　小平市議会議長　殿

小平市議会議員　氏名　日向　美砂子

受付番号【　　】

26	25	24	23

―（　　／　　）